

県税の休日収納窓口開設

税務課 66 1116

すべての県税事務所で、県税の休日収納窓口を開設します。

とき 12月25日(土)・26日(日)

午前9時～午後5時

ところ 県税事務所(高辻軽油引取税課は除く)

業務内容 県税の収納

問合先 東三河県税事務所徴収課(豊橋市八町通5-4)

東三河総合庁舎内 053

254 5111

消費税法の改正について

税務課 66 1116

平成15年度の税制改正により、消費税法が改正され、納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が1千万円(改正前3千万円)に引き下げられました。これにより、平成15年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成17年分の消費税などの確定申告が必要となりますので、消費税課税事業者届出書の提出が必要です。また、簡易課税制度を適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高

の上限が5千万円(改正前2億円)に引き下げられました。

なお、消費税法上、課税事業者の方で一般課税により消費税の計算を行う場合、消費税の仕入税額控除を受けるためには、課税仕入などの事実を記録した帳簿および課税仕入などの事実を証する請求書などの両方の保存が必要になります。

また、簡易課税制度の選択の有無に関係なく、所得税法では、一定の方に対して、記帳および記録保存の規定が設けられています。

問合先 豊橋税務署 053 252 6201

寿山会「篆刻」展

図書館 69 3706

生涯学習講座「篆刻入門教室」修了生が製作した、自由な発想の楽しい作品を展示します。

とき 1月19日(水)～30日(日) 図書館展示コーナー



ひとり親家庭のみなさんへ

児童課 66 1108

母子家庭のお母さんや、ひとり親家庭の方が自立した生活を営めるように、市では就労支援を始め、さまざまな事業を行っています。詳しくは、児童課までお問い合わせください。

○自立支援教育訓練給付金
母子家庭の母が、経済的自立のため教育訓練給付指定講座を受講した場合、受講料の40%相当額(最高限度額20万円)を支給します。事前に、母子自立支援員にご相談ください。

○高等職業訓練促進給付金
母子家庭の母が、経済的自立のために看護師、介護福祉士、保育士、理学療養士、作業療法士の資格取得のため、2年以上養成機関で修業した場合、修業期間最後の1/3期間(上限12カ月)月額10万3千円を支給します。事前に、母子自立支援員にご相談ください。

○常用雇用転換奨励給付金
母子家庭の母を常用雇用に移行し、一定期間経過した事業主に対して、奨励金30万円を支給します。

○母子家庭就業相談
母子家庭の母を対象に、毎月第4火曜日、児童課(市役所本館1階)にて行っています。予約が必要です。

○母子家庭等日常生活支援
母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の方が、就業のために必要な技能習得のための通学や就業活動、または疾病などで、一時的に日常生活に支障がある場合、家庭生活支援員を派遣します。

1家庭1カ月5日以内で、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの8時間以内。



お気軽にご相談ください 相談は無料。秘密厳守です。

名称	とき	ところ	相談員	問合先
人権相談 行政相談 よろず相談	1月10日(水) 午前10時～午後4時	市民相談室	石原庸隆 金澤佳子	市民課 66 1110
	1月12日(金) 午前10時～午後4時		壁谷隆道 白川節子	
交通事故相談 (予約制)	1月10日(水) 午後1時～4時		愛知県相談員	

名称	とき	ところ	相談員	問合先
法律相談 (予約制)	1月12日(金) 午後1時～4時 予約受付: 1月4日(火) 午前8時30分からです	市民相談室	弁護士	市民課 66 1110
介護相談	1月11日(火) 午前9時30分～正午		介護相談員	長寿課 66 1176
税務相談	1月11日(火) 午前10時～午後3時		税務相談室 豊橋分室相談官	税務課 66 1116